

補講の実施方法について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年12月11日)

現在補講日が平日の6限、1月4日などのように定められていると思います。

しかし補講が多くなってしまった場合、重複し授業を受けられなくなってしまうことが考えられます。

実際、1月4日に補講が既に4コマ入っており、重複しています。

そのため、授業を受けることが出来ない状況になっております。

そこで、補講を実施する際は教授の方々に録音、もしくは録画を義務付けてほしいです。教授の方々が御多忙であるのは重々承知しており、補講の実施はやむを得ないと思いません。

しかし、学ぶ意志のある学生が学べなくなってしまうのは問題であると思われます。

ご検討よろしく申し上げます。

【回答】(回答日:2023年12月26日)

(回答部署:教育推進・学生支援部教務企画課)

ご意見ありがとうございます。補講日時は、履修者の状況を踏まえながら設定するようにしていますが、やむなく重複してしまうことがあります。

また、全ての補講に対して録音等の実施方法を義務付けることには制約があります。

時間割が重複した場合は、科目の担当教員にその旨をお伝えして、授業資料の提供などの対応を相談してください。